

検討事項 1 - 9

〔(民間)ADR を利用した紛争解決における時効の中断〕

(前注) 仲裁に関しては、仲裁法案により、仲裁手続における請求は時効中断の効力を生ずるものとなる予定である。また、民事調停・家事調停に関しては、民法第 151 条の類推適用により、その申立てが時効中断事由となるものとされている。さらに、行政型 ADR に関しては、ADR 法と個別法令の適用関係につき別途議論が必要と考えられる。

したがって、以下の検討では、民間型であって仲裁以外の ADR (ADR 検討会資料 11 1 の検討事項 1 - 2 (補足)における裁定、裁定、調停及びあっせんの各手続)のうち、法律上の紛争の終局的解決を目的とする手続を念頭に置いている。

1. 制度創設の必要性

〔論点 1〕

民事に関する紛争の解決にあたって、当事者が時効成立をおそれることなく安心して ADR を利用できるよう、ADR を利用した紛争解決について時効の中断に関する制度を創設することを積極的に検討することとしてはどうか。

紛争当事者が ADR を利用して自主的な紛争解決の努力を行った場合に、その手続期間中に消滅時効が完成し、当初から訴訟手続・民事調停等を選択した場合と比べて利益が害されるという結果が生ずることとなれば、多様な ADR を利用した紛争の自主的解決を促進するという基本理念を実現していく上で大きな障害となりうる。

現行制度の下でも、ADR 開始が催告の効果をも有する場合には、開始後 6 ヶ月以内に訴訟手続等に移行すれば上記のような問題は生じないが(民法第 153 条)、ADR の結果が出るまでにある程度の期間を要することもあること、短期消滅時効の対象となる債権については手続開始時に時効完成が迫っていることも少なくないこと、長期の消滅時効の対象となる債権であっても、時効完成間際に紛争が顕在化する場合は少なくないこと等を踏まえると、現行制度による対応には、一定の限界がある。

このため、ADR の健全な発展を実現していく上では、当事者が安心して ADR

を利用できるよう、ADR の手続期間中における時効の中断の制度を設けることが必要であり、その具体的制度を検討していくべきではないか。

なお、以下では、まず、ADR のうち調停について時効の中断に関する制度を設ける場合の中断方法等を検討し、その上で、裁定等他の ADR についても同様の制度を設ける場合の留意点を検討する。

2. 時効の中断方法

[論点2]

ADR(調停に限る。以下2及び3において同じ。)について時効の中断に関する制度を設ける場合には、わが国の現行の時効制度との整合性を踏まえ、これまでの検討で挙げられたオプション(ADR検討会資料5-3参照)のうち、

「ADR不調後、一定期間内に訴えの提起があったときには、時効の中断に関しては、「ADR上の請求がなされた時に訴えの提起があったものとみなす。」

という方法(以下「個別労働紛争タイプ」という。)を中心に検討を進めることとしてはどうか。

(1) 基本的考え方

今回の時効中断に関する検討は、ADRの利用促進を主眼とするものであって、時効制度全体の見直しを企図したものではない。したがって、現行の時効制度との整合性を踏まえつつADRの手続中の時効成立を回避する方法を検討することを基本とし、時効制度そのものの問題は、その必要に応じて、別途の検討に委ねられるべきものと考えられる。

(2) 法律効果の選択

時効の中断(停止)に関する制度を設ける場合、

時効の「中断」とするか、「停止」とするか

ADRの開始自体を独自の「時効中断事由」とするか否か、既存の中断事由の「効力発生時期」とするか

という観点からいくつかの方法に分かれるが、上記の基本的考え方を踏まえると、新たな時効中断事由を創設するのではなく、単なる催告と「ADR上の」請求を

区分する要件を設定した上で、現行制度上の時効中断事由の効力発生時期を遡及させる方法(個別労働紛争タイプ)を検討の中心に置くことが適当である。

(参考)個別労働紛争タイプ以外の中断方法について

ア 時効停止という方法

時効制度の基本法である民法に照らすと、「停止」という形を直ちに採用することは困難と考えられる。

イ 催告継続という方法

ADR の手続期間中は「催告」が継続するものとする考え方 (催告継続タイプ) については、民事調停でも催告が継続するとは必ずしも考えられていないことを踏まえると、現行制度との整合性の観点から、直ちに採用することは困難と考えられる¹。

ウ ADR 上の請求を時効中断事由と構成する方法²

ADR 上の請求を裁判上の請求(訴えの提起)や仲裁手続における請求と同列の時効中断事由とする(仲裁タイプ)ことについては、ADR において最終的解決に至らない可能性が少なからずあることを踏まえると、採りえない。

即決和解の申立てや民事調停の申立てと同列の時効中断事由とする(民事調停タイプ)ことについては、これを案として否定する積極的理由はない。しかし、民事調停タイプと個別労働紛争タイプを比較すると、前者については、その結果が確定判決と同一の効力を有しないADRの手続における請求それ自体を時効中断事由とすることは、現在の時効制度の下ではやや異質であること、民事調停申立てが時効中断事由となることを明文化しないままに(裁判外の)ADR上の請求のみ時効中断事由とす

¹ UNCITRAL モデル法の検討経緯、ドイツにおける時効制度の改正等を踏まえて、「停止」を積極的に検討すべきとする意見もあったが、民法の時効制度の根幹に関わる問題となることから、多方面にわたる慎重な議論が必要になるものと考えられる。

² 解釈論としてADRの申立てについて民法第151条を類推適用する余地を否定するものではない。しかし、判例(最判平成5.3.26)において、「民事調停法に基づく調停の申立ては、自己の権利に関する紛争を『裁判所の関与の下に』解決し、『その権利を確定する』ことを目的とする点において、『裁判上の和解の申立てと異なるところがない』から、調停の申立ては、民法151条を類推して時効の中断事由となるものと解するのが相当」とされていること(綿引最高裁調査官(当時)・最高裁判例解説による。)、民法上の時効中断事由となるものは、基本的に、その結果につき確定判決と同様の効力を有していることを理由に、手続根拠法のある行政型ADRの調停申立てであっても、調停成立の効力が民法上の和解にとどまるときには、民法151条の類推適用による時効中断を否定的に解する考え方があることを踏まえると、ADRの時効制度に対する実務上のニーズに対応するためには、立法的解決が必要と考えられる。

る規定を置くことはバランスを失することとなるため、結果的には、基本法制である民法の時効規定の見直しも念頭に検討しなければならないことにも留意する必要がある。

(3) 時効中断の効力発生時期

個別労働紛争タイプの法律効果とする場合には、その時効中断の効力発生時期は、「訴えの提起があった(=裁判上の請求がなされた)」ものとみなされる「ADR上の請求がなされた時」である。

単なる催告ではなく、「ADR上の請求がなされた」といえるためには、基本的には、次の各要素が満たされている必要がある(政策的に更なる遡及が可能であるかは次項)。

一方当事者(権利者)から他方当事者(義務者)に対し、ADRによって紛争解決を図ることの目的となる請求として、権利行使の意思表示がされている³こと

の請求に係る紛争解決のためのADR手続が開始されることが確定している⁴こと、すなわち、

- ・ 当事者間で、ADRにより紛争解決を試みることの合意(ADR合意)があり⁵、かつ、
- ・ ADR機関(又は主宰者)と両当事者との間で、そのADR機関(又は主宰者)が提供するADRを利用することの合意があること

(参考)具体的ケースへの適用

紛争発生前には当事者間でのADR合意やADR機関との利用の取り決めもなく、紛争発生後に一方当事者からADR機関にADRの申立てがなされたケースを想定すると、上記の考え方の下では、「ADR機関からの通知を受けた他方当事者が、ADR機関に対して、ADR応諾の意思表示を発信した時点」で、時効中断の効力が発生することとな

³ 民法に従えば、意思表示は相手方に到達したときに効力を生ずることとなる。

⁴ ADR合意は紛争発生前に成立している場合もあるが、事前のADR合意にもかかわらず、相手方がADRへの出頭を拒む場合をどう取り扱うべきかという問題がある。ADR合意によって、少なくとも手続に応諾する契約上の義務がある以上、ADR上の請求がなされたと考えてもよいと思われるが、相手方が手続開始に応じたこと自体も要素とし、ADRの場が実質的にも形成されることによって、はじめて、ADR上の請求がなされたものと捉えるべきという考え方もある。

⁵ 民法に従えば、ADR合意等の契約は承諾の意思表示が発信されたときに効力を生ずることとなる。

る。

当事者間のADR合意に基づき、双方当事者からADR機関にADRの申立てがなされたケースを想定すると、「ADR機関が、双方当事者に対して、ADR開始決定の通知を発信した時点」で、時効中断の効力が発生することとなる。

なお、ADR機関が相談機関を兼ねる場合には、相談(苦情処理)からADRに連続的に手続が移行するケースも多い。このようなケースでは、ADR上の請求というためには、権利者によって、相談の申立てと区分し、上記のとおり、あらためてADRによって紛争解決を図ることの目的となる請求として権利行使の意思表示(ADRの申立て)が行われる必要がある。

ただし、民事調停上の請求については調停手続の遅延のために権利者に不利益をもたらすことがあってはならないことを理由として、調停申立ての時点で時効中断の効力が発生することとされている。また、個別労働紛争解決促進法では、相手方に手続応諾義務がないにもかかわらず、民事調停上の請求と同様に、一方当事者からのあっせん申請の時に時効中断の効力が発生することとされている。

したがって、ADR機関(又は主宰者)から当事者に対する通知が遅滞なく到達することを高度の蓋然性をもって保証できる場合には、これらの例にならい、政策的に、「ADRが開始された場合にはADR申立ての時」に時効中断の効力が発生するものとすることを検討する余地もある⁶。

なお、ADRの過程で申立人が請求内容を変更・追加した場合には、その変更・追加した時が「ADR上の請求がなされた時」となる。

(4)その他

ADRによる紛争解決が期待できない場合には、より強制力がある制度や裁断的な制度、具体的には、民事調停・家事調停、仲裁、裁判に移行することとなる。

このうち、仲裁は、時効中断に関しては裁判と同列の位置付けを有するものであるから、個別労働紛争タイプの方法による場合には、ADR不調後に仲裁

⁶ ADR機関の事務遅延、相手方からの応諾遅延による債権者の不利益については、別途、催告を行って6ヶ月間時効の成立を妨げることによっても回避できる。

に移行した場合⁷にも時効中断の効力を発生させる必要がないか、他の制度との整合性も踏まえつつ、検討する必要がある。

3. 要件等

[論点3 - 1]

個別労働紛争タイプの方法とする場合には、時効中断の効果を発生させるための要件として、以下を念頭に、検討を進めることとしてはどうか。

ADR 開始後に ADR が打切りにより終了したこと

ADR の申立てをした者が、ADR 終了後、一定期間以内に ADR の目的となった請求について訴えを提起したこと

その ADR が一定の適格性を有するものと認められること

(1) ADR 開始後の打切りによる終了

ア ADR 手続がいったん開始された⁸こと

当事者間での ADR 合意が成立しない、ADR 機関(又は主宰者)が申立てを不相当であるとして ADR の利用を認めない等の理由で ADR が開始されない場合には、ADR 上の請求とはいえないので、法律効果は発生しない。

イ 当事者の申出又は主宰者の判断により、ADR が打ち切られたこと

個別労働紛争タイプは、ADR と後続する訴訟手続を一連の紛争解決手続と捉えて時効の中断を ADR 開始時に認めるものであるから、訴訟手続に移行する段階において、当事者間での紛争状態は継続しているものの、ADR における紛争解決の見込みはないことが確定している必要がある。具体的には、当事者の申出又は ADR の主宰者の判断により、紛争解決の見込みがないものとして ADR が打ち切られることが要件となる⁹。

⁷ ADR から民事調停・家事調停に移行した場合については、民事調停等においては、和解が調べば公権的に権利が確定するものの、その手続終了時に最終解決に至らない可能性も有していることから、その時効中断事由の効力発生時期を遡及させる制度を設けることは適当ではない。

⁸ 「ADR 開始」の要素については、上記2(3)参照。

⁹ ADR は、打切りのほか、ADR による和解の成立、申立ての取下げによっても終了する。の事由で ADR が終了した場合には、和解契約という新たな法律関係の成立により、

(2) ADR に係る請求と訴えに係る請求の同一性

ADR の目的となった請求 (ADR 上の請求) と同一の請求が、後続する訴訟手続において、訴訟上の請求 (請求の趣旨) としてなされることが要件となる。

なお、どのような場合に同一性があるとされるかについては、個別の事案ごとの判断による。

(参考) 個別労働紛争あっせん申請書における「あっせんを求める事項及びその理由」の記載例

「株式会社で営業社員として勤務していたが、×年×月×日、深刻な経営状況を理由に社長から解雇を通告された。突然の解雇には納得がいかず、経済的にも大変苦しくなることから、引き続き勤務したいと考えているが、会社側が解雇を取り消してくれないのであれば、退職金に加えて6ヶ月分賃金相当額の補償金を支払ってほしい。」

(3) ADR の手続進行の適格性

個別労働紛争タイプは、6ヶ月間の暫定的な時効中断の効力しかない催告と ADR 上の請求を区分し、ADR から訴訟手続に移行した場合には「ADR 上の催告 = 訴訟上の請求」と捉え、時効中断の効力発生時期の遡及を認めるものである。したがって、ADR が、本格的な時効中断措置をとる時間がない場合の暫定的な権利保全手続ではなく、「真摯に紛争解決を図るための手続」であり、かつ、「開始から終了までその状態が継続」していることが必要である。

また、時効制度の公益的側面から、契約当事者間の特約による時効期間の延長は、基本的に無効とされている。例えば、ADR の進行を当事者の判断に委ね、当事者が打切りを申し立てない限りは手続を続行することとなれば、実質的には、当事者間の特約による時効期間の延長を認めることとなるので、ADR の開始及び終了を主宰者が適確に判断し、当事者の判断のみに委ねられるものではないことが必要である。

従来の権利に係る時効は問題とはならない。また、の事由で ADR が終了した場合には、時効中断の効力を得ることを自ら放棄したものと考えられるので、時効中断の効果は認められない。ただし、の事由で ADR が終了する場合であっても、催告としての効力は必ずしも失われるものではないと考えられる。

以上を踏まえると、ADR 上の請求により時効中断の効力発生を認めるためには、ADR が以下のような一定の適格性を有することが要件とされるべきものと考えられる。

ADR の申立てに対する手続開始・不開始の決定が公正・適確に行われるものであること

紛争解決の見込みがないと判断されるとき(当事者から打切りの申出があったときのほか、当事者から打切りの申出がなくとも紛争解決の見込みがないと判断されるとき)は、手続打切りの決定が公正・適確に行われ、また、手続がいたずらに長期間にわたることのないよう、進行管理が公正・適確に行われていること

[論点3 - 2]

論点3 - 1の要件を満たしていることについては、基本的には、時効中断の効力発生を主張する側(債権者)が立証責任を負うこととなるが、当事者の予測可能性の確保、立証負担の適正な配分、裁判実務のいたずらな混乱の回避等の観点から、さらにどのような条件を設けるべきと考えるか。

ADR の手続中の時効中断に関する制度を整備しても、その効力発生に関する立証が困難であったり、要件の充足が当事者に帰責しない事由に左右されたりする場合には、当事者の予測可能性を欠き、制度を創設する意義を大きく減殺してしまう。

また、中断の効力発生は後続する訴訟手続において主張されることとなるので、要件の充足性に関する事実認定を行うこととなる裁判実務に与える影響にも配慮する必要がある。

以上を踏まえると、さらに、

ADR の適格性に関する要件として、手続過程の記録管理の適確性を求めること

一定のADR機関・手続を利用したことをもって、ADRの適格性に関する要件を満たすものとする仕組みをとること

も検討する必要がある。

なお、記録管理の適確性に関して考えられる要件としては、以下のようなものが考えられる。

ADR の申立てから終了に至る過程を通じて、当事者から提出される書面等の受付け・記載内容の不備の審査、当事者に対する各種の決定の通知(到達の確認を含む)が適確に行われていること

の経緯が適確に記録され、その記録が一定期間適確に管理される体制が整備されていること

当事者又は裁判所の求めに応じ、の記録を提供することができる体制が整備されていること

4. その他

[論点4]

調停についての検討を踏まえて、調停以外のADR(ADR検討会資料11-1の手続分類における裁定、裁定及びあっせん)についても個別労働紛争タイプの時効中断に関する制度を設ける場合に、特に留意すべき点があるか。

調停以外のADRについて時効中断に関する制度を設ける場合に、その法律効果を個別労働紛争タイプとすること、一定の要件・条件を設けることについては、調停と同様の枠組みとすることにつき、特に問題はないのではないかと考えられる。

ただし、調停以外のADRのうち裁定や裁定については、手続の終了にあたって主宰者が打切りをしなくとも、裁定案の提示後一定の考慮期間を経過することによって、裁定案を受諾するか否かにかかわらず手続は終了するので、論点3-1の要件については、当事者が裁定案を受諾せず和解合意が成立しなかったときは、ADRが打ち切られたものと考えられることになる。